

ドナーミルクの安定的な供給及び利用拡大に向けた制度の整備等を求める意見書

我が国において、出生数に占める低出生体重児の割合は増加傾向にあり、特に極低出生体重児は様々な病気を発症するリスクを抱えている。母乳はこうしたリスクを低減する効果が期待される重要な栄養源であるが、母体の健康状態により、十分に自母乳を与えられない場合がある。

このような場合に、ドナーミルクは健康な他の母親から寄付された母乳を母乳バンクで適切に殺菌処理等を行い、医療機関に供給する仕組みとなっており、自母乳を補完する手段として重要な役割を担っている。現在、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3か所の母乳バンク拠点の運営を担っており、これらの取組は極低出生体重児等の健やかな成長に寄与している。

しかしながら、我が国ではドナーミルクの法的位置付けが明確でなく、普及や公的な支援は十分とは言えないため、結果として、母乳バンクの運営が厳しくなり、ドナーミルクの安定的な供給に支障を来すおそれがある。また、医療機関においては、ドナーミルクの利用に伴う費用の負担だけでなく、ドナーの検査等による事務手続きの負担が重く、利用拡大を阻む要因となっている。こうした状況を踏まえると、ドナーミルクが必要とする乳児に確実に提供されるようにするための制度の整備とその普及促進が必要不可欠である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。
- 2 母乳バンクの運営、ドナーミルクの衛生管理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナーミルクの重要性及び正しい知識の普及啓発を行うとともに、ドナー登録者を確保するための周知機会の拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

衆議院議長

参議院議長